

## Ⅱ．株式会社日本政策投資銀行

### 1. 設立の経緯

株式会社日本政策投資銀行は、日本開発銀行と北海道東北開発公庫が統合して発足した日本政策投資銀行が平成20年に特殊会社化されて設立されたものである。

終戦後の経済復興が進められる中、復興金融公庫による新規融資の停止に加えて、米国による対日援助が打ち切られたこと、株式・社債市場が未成熟であったこと、民間金融機関からのオーバーローン（貸出超過）も限界に近づきつつあったこともあり、民間企業に設備投資の資金不足が生じ、長期・低利の産業資金を供給する政策金融機関が必要であるとの声が官民から上がった。

そこで、「長期資金の供給を行うことにより経済の再建及び産業の開発を促進するため、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励すること」を目的規定に置く日本開発銀行法（昭和26年法律第108号）に基づき、全額政府出資の特殊法人として設立されたのが日本開発銀行（開銀）である。開銀は、当初、電力・海運・石炭・鉄鋼といった産業基盤への量的な金融補完を任務としていたが、民間金融の回復に伴い、次第により広い分野への質的な金融補完を実施するようになった。すなわち、国民経済的には極めて有益であるにもかかわらず、投資回収に長期間を要する等の理由で民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難なプロジェクトに対し、長期資金の供給を行うこと等により、産業の開発、経済社会の発展を支援し、我が国の経済社会政策に金融上の寄与を行った。

一方、北海道関係者は、他地域に比べて産業立地条件の不利な北海道における産業の振興を進めるため、かつて債券発行を行う長期金融機関であった北海道拓殖銀行の代わりとしての役割を果たすような政策金融機関の設立を求めていた。これを受けて、昭和31年5月に公布・施行された北海道開発公庫法（昭和31年法律第97号）に基づく、全額政府出資の特殊法人として北海道開発公庫が設立された。翌32年には、業務区域を東北地方に拡大し、名称を北海道東北開発公庫（北東公庫）と改める等の内容の北海道開発公庫法の一部改正（昭和32年法律第82号）が行われた。その後、北海道においては紙パルプ工業のような資源利用型の産業を中心に、東北地方においては金属鉱業・精錬業のような重化学産業を中心

に、北東公庫が利用される時期が長く続いた。

しかし、高度成長期が過ぎ、国内の金融資本市場が発達してくるにつれて、昭和50年代後半から、行政改革、財投改革の観点から政策金融に対して厳しい目が向けられるようになり、累次の行政改革において、政策金融機関の整理合理化の議論が続けられた。

行財政改革を内閣の最重要課題として取り組んだ橋本龍太郎内閣では、自民党行政改革推進本部において特殊法人改革が推進された。平成9年には、「特殊法人等の整理合理化について」（同年9月閣議決定）において、「政策金融機関は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融の補完に徹し、業務の減量化・重点化に努めるとともに、将来にわたる財政負担を含め、財政依存の抑制に努めるものとする」と決定され、開銀と北東公庫を統合するとともに、開銀の産業金融については縮小することが求められた。閣議決定を受けて、日本政策投資銀行法（平成11年法律第73号、旧政投銀法）が公布・施行され、開銀及び北東公庫は、その40年以上の歴史を閉じ、日本政策投資銀行（旧政投銀）として再出発することになった。

しかしその後も、政策金融機関は民間金融機関と競合しその収益機会を奪っている、あるいは民間の金融機能の発達を阻害している等の批判は絶えなかった。小泉純一郎内閣以降の政策金融改革の議論においては、旧政投銀の業務についても民間金融機関による代替可能性の観点から検証が行われた。平成17年11月に経済財政諮問会議が決定した「政策金融改革の基本方針」では、旧政投銀の業務分野について、「（前略）政策金融として行う必要がなくなっているため、撤退することとされた。また、政策金融からの撤退後における新組織の形態については、「新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能が揃っていることが望ましいこと等から、一体として完全民営化する」こととされた。

完全民営化の具体的な姿については、平成18年6月に政策金融改革推進本部・行革推進本部が決定した「政策金融改革の制度設計」において、以下のように示された。

- ① 完全民営化時点では設立根拠法を廃止し、会社法上の株式会社として、銀行法等、一般の金融関係法令の適用を受ける民間金融機関となること。
- ② 資金運用については、新金融技術を活用した業務を展開し、インフラ等への中長期の投融资を提供できるよう必要な体制を整備すること。

③ 資金調達については、債券を中心に中長期の資金調達基盤を確立するほか、他の金融機関からの借入、大口預金による調達等多様な資金調達基盤を確立すること。

こうした検討を踏まえ、平成19年6月に株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号、政投銀法）が成立し、平成20年10月1日に株式会社として株式会社日本政策投資銀行（政投銀）が設立された。なお、同法附則第2条において、施行後5年後から7年後を目途として政府保有株式を全部処分（完全民営化）することとされた。

また、政策金融改革においては、危機に対処するために必要な金融が迅速かつ円滑に行われる体制を確保するべく、危機時においては指定金融機関を通じて必要な資金供給を行う危機対応制度が整備された。この制度において、政投銀は株式会社商工組合中央金庫とともに「みなし指定金融機関」として、内外の金融秩序の混乱や大規模災害等の際に必要な資金供給（危機対応業務）を実施することとされた。

政投銀として新たなスタートを切った平成20年10月は、いわゆるリーマンショックが発生した直後であり、その後、世界的な経済金融危機に発展していく中で、政投銀は、一時的に業績や資金繰りが悪化している中堅・大企業に対し、指定金融機関として大規模な危機対応業務を実施し、セーフティネットの役割を果たすことが期待された。このような大規模な危機対応業務を円滑に実施するには、資産の増大に見合う資本増強を行い、財務基盤を強化する必要があったため、平成21年6月、議員立法により、平成24年3月末までの限定的な措置として政府による追加出資及び交付国債の交付を可能とする政投銀法の一部改正（平成21年法律第67号、改正政投銀法）が行われるとともに、平成21年度第一次補正予算において、出資金3,500億円、交付国債1兆3,500億円が措置された。

その後、東日本大震災による被害に対処するため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号、財特法）により政投銀法の一部改正が行われ、政府による追加出資並びに交付国債の交付及び償還の期限が平成27年3月末まで3年間延長された。上記の改正政投銀法および財特法に基づき、政府保有株式を全部処分する時期は2度にわたって延期され、平成27年4月から概ね5年後から7年後を目途とすることとされた。また、政府は、平成26年度末を目途として、政府による株式の保有の在り方を含めた政投銀の組織の在り方等を直見することとされ、それまでの間においては、引き続き、その保有する政投銀の株式を処分しないものとされた。

かかる状況の中、平成26年に設置された、成長資金の供給促進に関する検討会等の議論も踏まえた上で、平成27年5月に株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成27年法律第23号、改正法）が成立した。

改正法においては、政投銀の完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期すとともに、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、民間

における金融の現状等を踏まえて、危機対応および成長資金の供給に対し政投銀の投融资機能を活用するため、以下の通り、所要の措置を講ずることとされた。

① 当分の間、会社による危機対応業務の実施を義務付け、その適確な実施のための政府出資（交付国債の償還によるものを含む。）に係る期限の延長等所要の措置を講ずること。

② 会社は、民間による成長資金の供給の促進を図るため、平成32年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等を集中的に実施し（特定投資業務）、平成37年度末までに全ての出資等について処分するよう努めることとし、このために必要な政府による出資等所要の措置を講ずること。

③ 上記①②の業務に関する措置を講ずる間、各業務の適確な実施を確保する観点から、政府に対し、各業務に対応し必要な会社の株式（それぞれ、発行済株式の1/3超、1/2以上）を保有することを義務付けること。

## 2. 目的

旧政投銀は、①経済社会の活力の向上及び持続的発展、②豊かな国民生活の実現、③地域経済の自立的発展に資するために、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的としていた（旧政投銀法第1条）。民間金融の補完及び奨励が、組織の目的ではなく、業務運営上の条件になっている点が、開銀法とは異なっている。

一方、現在の政投銀は、政策金融から撤退することとなったことを踏まえ、従来のような民間金融の補完及び奨励に関しては規定せず、「その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること」（政投銀法第1条）を目的としている。

## 3. 機構

株式会社日本政策投資銀行は、本店に30部2室1研究所のほか、北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州の10支店及び国内8事務所、海外1事務所、現地法人3社を置いている（平成30年3月末現在）。

役員は、13名以内の取締役、5名以内の監査役からなる（平成30年6月末の現員は取締役10名、監査役5名）。代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じないものとされている（政投銀法第15条）。

従業員数は、1,182名である（平成30年3月末現在）。

#### 4. 政投銀法における枠組み

政投銀法においては、経営の自主性を確保する観点から、政府の関与は必要最小限に限定され、従来の予算統制（予算の国会議決）が廃止された。ただし、一般監督権限に加えて、代表取締役及び監査役の選任、定款変更、事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針等について財務大臣の認可を要する等、一定の事項について国の関与が維持されている。

また、資金調達面では、長期資金の投融资機能の維持に必要な資金調達基盤を確保するため、債券発行、銀行借入れに加え、財務大臣の承認及び内閣総理大臣（金融庁長官）の同意を得れば、譲渡性預金の受入れや金融債発行を開始できることとされたほか、自力調達への円滑な移行を確保する激変緩和措置として、完全民営化までの移行期間中に限り、引き続き政府保証債の発行や財政融資資金からの借入れが可能とされている。

なお、移行期間中に政府が政投銀の投融资機能を活用しようとする場合には、他の事業者との間の適正な競争関係（イコールフットイング）に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置等を講ずることとされている。

このほか、会社法に基づく透明性・効率性の高い経営体制として、取締役会・監査役会を設置するとともに、企業会計基準の適用、法人税の支払い等が株式会社として当然に開始されることとなった。

#### 5. 業務の概要

政投銀は、投融资一体型の金融サービスを提供するオン

リーワンの金融機関として、多様なステークホルダーからの期待・信頼に応えることを目指している。

政投銀は、「課題先進国」日本の持続的な成長に貢献するために、（１）「良質なリスクマネーの供給」と（２）「独自のナレッジの創造・提供」を通じて、多様な金融プレーヤーと共に円滑な市場を形成するとともに、新たな事業フロンティアの開拓や少子・高齢化に対応したまちづくり等、日本の課題を長期的な視点でとらえ、その解決に向け着実に取り組んでいくこととしており、その取り組みの第一歩として、平成29年度から平成31年度を対象とする第4次中期経営計画を策定・遂行している。

直近、平成29年度の事業の概況については、融資業務においては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金ニーズに対応し、融資額は2兆9,736億円（危機対応業務及び特定投資業務による融資額を含む。）となった。また、投資業務においては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、顧客の様々な課題に対し、メザニンファイナンス、エクイティ等の手法により長期的視点に基づき適切なリスクマネーを提供しており、当事業年度における投資額は1,797億円となった（特定投資業務を含む）。

このほか、平成27年の政投銀法改正において、本邦企業の競争力強化や地域活性化に必要な成長資金の供給を時限的・集中的に実施するべく、国から一部出資（産投出資）を受け、新たな投資の仕組みである「特定投資業務」を創設しており、平成30年3月末日現在で、62件約2,591億円（呼び水効果約9,200億円）の出融資を決定済である。